



地区ふれあい員 活動の手引き



地区ふれあい員とは—

あなたが住んでいるご近所で、福祉サービスが受けられず困っている人を見かけた際に、関係機関に連絡する福祉ボランティアです。



鎌ヶ谷市自治会連合協議会
福 祉 委 員 会

「地区ふれあい員」に期待されている役割

地区ふれあい員が取り扱う対象は、子どもから高齢者まで、多岐にわたります。ご近所の視線で気づいた範囲で福祉活動をしていきましょう。

役割1 情報報告活動

ご近所で悩んでいる人を見かけませんか？
困っている人を発見したら関係機関に情報提供を！

➤ こんな人はいませんか？

- ① 気がかりな独り暮らしの高齢者
- ② 介護が必要な高齢者世帯、ひとり親家庭等
- ③ 認知症の方や重度の障害、寝たきりの介護の家庭
- ④ 出産後や子育て等で悩みを抱えている方
- ⑤ 青少年の非行、家庭内暴力や児童虐待等が感じられる家庭
- ⑥ 社会的弱者を狙った犯罪（振り込め詐欺、空き巣等）で悩んでいる方
- ⑦ 【災害時】個人支援プランに基づく、安否確認、情報や避難先の伝達、安全な場所までの付添い及びその状況報告

役割2 参加活動

普段から地域福祉に関心を持ち、積極的に地域活動に参加しましょう！

➤ 例えば、こんな活動に参加しませんか？

- ① 自治会等の行事等
- ② 地区社会福祉協議会（地区社協）や福祉委員等が主催する行事や研修会、懇親会等
- ③ 自治会連合協議会（自連協）の福祉委員や地区ふれあい員同士の意見交流会や親睦会等

ゴミゼロ運動



防災訓練

お祭り



あなたの情報や活動が福祉サービスにいかされます
普段から積極的に地域活動に参加しましょう

子ども達への見守り



ラジオ体操



敬老会

鎌ケ谷市自治会連合協議会地区ふれあい員規程

(目的)

第1条 この規程は、地域福祉の充実を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 地区ふれあい員は、次のことを行う。

- (1) 地区ふれあい員は、担当地区での近所付き合いの中から、福祉サービスを必要としている人を知り得た場合、当該地区の窓口である地区社会福祉協議会、又は関係機関に連絡する。
- (2) 地区ふれあい員は、地域の福祉行事及び研修等に可能な限り協力する。
- (3) 地区ふれあい員は、理事、又は福祉委員に相談することができる。

2 地区ふれあい員は、立場上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(所属)

第3条 地区ふれあい員は、福祉委員会に所属する。

(選任)

第4条 地区ふれあい員は、地域に明るく、福祉に理解がある者を地区ふれあい員推薦届(別記第1号様式)で理事が推薦し、会長が委嘱する。

(選任の基準)

第5条 地区ふれあい員は、地区自治会から、概ね50世帯に1名を選出する。

(報告)

第6条 理事は、地区ふれあい員の退任の申出があったときは、地区ふれあい員変更届(別記第2号様式)を提出し、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任期)

第7条 地区ふれあい員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議を経て定める。

附 則

この規程は、平成3年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

地区自治会理事が、福祉活動に理解のある人を50世帯に1名の割合で選出し、自治会連合協議会会長が委嘱しています



困っている人を発見したら
情報提供を！

主な困った時の相談窓口



内容	電話番号(問い合わせ先)	
高齢者の介護相談 	初富地域包括支援センター (中央東・北部地区:初富保健病院内)	446-7873
	西部地域包括支援センター (中央・西部地区:シルバーケア鎌ヶ谷内)	441-2007
	南部地域包括支援センター (東部・南部:鎌ヶ谷グリーンハイツ内)	441-7370
	市役所 高齢者支援課 地域包括支援係	445-1384
介護保険	市役所 高齢者支援課 介護保険係	445-1380
高齢者の福祉相談	市役所 高齢者支援課 高齢者福祉係	445-1375
消費生活相談	消費生活センター(市役所)(商工振興課)	445-1246
一般健康相談	市役所 健康増進課 成人保健係	445-1405
児童虐待、子育ての相談	市役所 こども支援課 こども総合相談室	445-1328
ひとり親家庭の自立相談 家庭と児童の相談	市役所 こども支援課 こども総合相談室	445-1328
非行に関する相談	青少年センター(まなびいプラザ1階)	445-4393
人権相談 女性のための相談	市役所 市民活動推進課 男女共同参画室	445-1277
法律相談 交通事故相談	市役所 市民活動推進課 市民活動推進係	445-1274
生活にお困りの方の相談	市役所 社会福祉課 保護係	445-1298
社会的弱者を狙った犯罪 に関する事	鎌ヶ谷警察署 生活安全課	444-0110
心配ごと、心の相談	社会福祉協議会	444-6921
中央地区社会福祉協議会(中央公民館内)442-5145 中央東地区社会福祉協議会(東初富公民館内)442-5144 東部地区社会福祉協議会(東部学習センター内)442-5141 西部地区社会福祉協議会(くぬぎ山コミュニティセンター内)047-389-6061 南部地区社会福祉協議会(南部公民館内)442-5143 北部地区社会福祉協議会(北部公民館内)442-5142 		

(令和5年6月作成)